

あおぞらっ子保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人平和の里福祉会 あおぞらっ子保育園
法人の住所	沖縄市安慶田1丁目29番33号
連絡先	098-939-3090
代表者	理事長 山里 秀一

(2) 施設の概要

種別	保育所
名称	あおぞらっ子保育園
施設長	山里 喜久枝
開設年月日	2012年（平成24年）4月1日

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用定員	6名	10名	14名	20名	20名	10名

保育目標

- ♡健康で明るい子
- ♡思いやりのある子
- ♡自分でできる子（自主性）

目的・方針

- ・あおぞらっ子保育園（以下当園という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。
- ・当園は保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体化に行います。
- ・当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りなが

ら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

自己評価の概要 職員による保育内容の自己評価を年1回実施し、サービス内容の向上に努めています。

(3) 施設の構造

A棟 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	敷地面積	548.43㎡
1階	73.78㎡	2階153.88㎡
3階	155.29㎡	4階68.16㎡
B棟 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	1階	121.59㎡

(4) 設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1階1部屋	
ほふく室	1階1部屋	
保育室	6部屋	0歳児つくし組 1歳児ひよこ組 2歳児うさぎ組 3歳児ぱんだ組 4歳児きりん組 5歳児ぞう組
ゆうぎ室ホール	1階	
調理室	1部屋	
屋外あそび場	4階屋上ひろば 1階ピロティ	2階遊具広場 1階ミニ園庭

(5) 職員

園長	1名	常勤
副園長	1名	常勤
主任保育士	1名	常勤
保育士	11名	常勤
短時間保育士	4名	非常勤 (短時間)
子育て支援員	4名	常勤
短時間子育て支援員	1名	非常勤 (短時間)
調理師	2名	常勤

(職員の職務内容)

園長 保育の質の向上、職員の資質向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

副園長兼事務 副園長は、園長を補佐し、園長不在のときはその業務を代行する。事務処理、経理、渉外連絡に関する事項を行う。

主任保育士 主任保育士は地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長及び副園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

副主任保育士 副主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長及び副園長並びに主任保育士を補佐し、保育内容について他の保育士を補佐する。

保育士 保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

子育て支援員 保育事業に従事する上で必要な知識と技術を持ち保育士とともに保育活動にあたる。保育の補助も行う。

保育補助 園内外の清掃や保全、給食の配膳、後片付け。寝具の用意、片付け、保育士の業務が軽減するような補助を行う。

調理員 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 利用提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日 月曜日から土曜日まで

保育時間 保育標準時間 7時30分から18時30分 (11H)

保育 短時間 ①8時から16時 (8H)

②9時から17時 (8H)

延長保育時間 保育標準時間 18時31分から19時まで (150円)

保育短時間 30分 150円

前延長 (7時30分から7時59分)・後延長 (16時1分から19時)

前延長 (7時30分から8時59分)・後延長 (17時1分から19時)

土曜日の延長保育はありません。

休業日 日曜日・祝祭日・年末年始・慰霊の日

(7) 会費等

保護者会費は子ども達と保護者のための行事に使われます。園児1名に対し年間3600円徴収します。(前期1800円・後期1800円)

給食費(副食費)5,000円は3~5歳児対象です。ただし給食費(副食費)徴収免除子どもを除きます。

(8) 保育の内容

子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。
♡健康で明るい子 ♡思いやりのある子 ♡自分でできる子（自主性）を目標に集団生活のなかで、生活習慣の自立を目指します。遊びや行事を通じ、健康な体を作ります。日々の保育活動の中で読み聞かせを充実させ、人の話を聞けるようになり、知識を習得していきます。沖縄の文化を取り入れた活動を楽しみます。屋上広場や公園、小学校、幼稚園、子どもの国、市立図書館等の地域の資源を利用してのびのびと遊びます。

保育計画

- 0歳児 一人ひとりの発達・発育に応じて、離乳の完了、歩行開始、言葉の発声を助ける。又、情緒の安定した生活環境を整える。
- 1歳児 安心できる保育者のもとで、食事や排泄、着脱など身の回りの事に興味を持ち自分でしようとする。保育者や友だちとの関わりを通して言葉を覚え、気持ちや欲求を表せるようになる。
- 2歳児 保育者と安定した関わりの中で、身の回りの事を行い、自分でできる喜びを感じる。生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しみ、自分の思いを言葉で表現できるようになる。
- 3歳児 見の回りの片付けや、生活の基本となる行動が身に付く。遊びや生活にきまりがあることを知り、守ろうとする。色々な用具や遊具を使い友だちと一緒に遊びを楽しむ。
- 4歳児 思いやりや譲り合う心を育てる。生活体験を豊かにし、言葉や表現力を身に付ける。保育者や友だちと一緒に遊びながらつながりを広げ、集団としての行動ができるようになる。
- 5歳児 クラスの友達との関わりを通して社会生活における必要な態度を身に付け、みんなで協力したり役割を分担したりしながら、目標を達成する喜びを味わう。様々な体験を通して豊かな感性を育み、表現することの楽しさを味わう。生活の中で必要な言葉を身に付け、自分の気持ちを表現するとともに、思いが伝わる喜びや伝え合う心地よさを味わう。

一日の流れ(デイリープログラム)

- 7:30 順次登園
↓
9:45 朝の会 (おゆうぎ・うた)
10:00 設定保育
10:45 食事の準備・手洗い・排泄
11:00 昼食
11:45 食事の片付け
12:00 お着替え
12:30 絵本の読み聞かせ・午睡準備
13:00 午睡時間
14:45 起床・おやつ
15:45 おかえりのあいさつ
16:00 順次降園
↓
18:31~19:00 (延長保育)

(9) 年間行事予定

4~7月	8~11月	12~3月
入園式・進級式	プール遊び	おゆうぎ会
親子遠足	倉敷ダム遊び	クリスマス集会
尿検査・蟻虫検査	運動会	ムーチャー作り
鯉のぼり掲揚式	ハロウィン	内科・歯科検診
内科・歯科検診	ミュージカル観劇	尿検査
個人面談	記念撮影	お別れ遠足
七夕集会	保育参観	個人面談
	あおぞらっ子祭り	卒園式

※身体測定・避難訓練・お誕生会・お弁当会は毎月1回行います。

※健康診断 内科検診・歯科検診・尿検査は年2回行います

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	・2号3号認定子どもに該当しなくなった時 (卒園含む) ・保護者から退園の申し出があった時 ・利用継続が不可能であると市が認めた時 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じた時

利用にあたっての留意事項

通園

- 通園は家族の方が責任をもって送迎して下さい
- 台風、その他災害、事故の場合は早急に迎えに来て下さい。
- 暴風警報が発令され、路線バスが運休の場合、園はお休みです。
- 朝夕の送り迎えの車は、近隣の迷惑にならないよう、駐車場内へ停めて下さい。
車の音楽等の音量、エンジンは切して下さい。
鞆、貴重品は車内に置かないで下さい。

服装

- すべての持ち物、服には名前を書いて下さい。
- 顔ふきタオル、お手拭きタオル、ビニール袋は毎日持たせて下さい。
- 子どもが一人で着脱できるもの、汚れてもいいものを着せましょう。
- おもちゃ、お金、食べ物は持たせないで下さい。
- お昼寝用寝具、夏は大き目のバスタオル2枚、冬はタオルケットとジュニア毛布を持たせて下さい。

保育園への連絡

- 病気、その他で休む時
- 住所、勤務先、電話番号、その他家族の状況が変わった時
- 中途退園を希望する時
- 感染症にかかった時

給食について

- 乳幼児期は一生の基礎を作る大切な時期です。食べる・遊ぶ・寝るの3つがうまくかみあって子どもは健やかに育ちます。「偏食なく食べることは、心と体の基礎をつくれます」

保護者の方へは月末に翌月の献立表をお配りします。

アレルギー等への対応・使用する食材でアレルギーがありましたら事前に連絡下さい。園長・保育士・調理師と相談、面談の上、除去食、代替食の対応を致します。当園は毎年、栄養定期報告を中部保健所に提出しています。

調理師と0歳児担任は毎月検便を行っています。

生活習慣について

- 朝食はきちんと取ってから登園しましょう。
- 登園・降園の際は、必ず保育士に合図しましょう。
- 家庭でも子どもに出来ることはさせましょう。
- 物や道具など大切にしましょう。
- お子さんに横着な言葉使いはやめましょう。

その他

- 保護者の都合でお迎えの人が変わるときは、前もって連絡しましょう。
- 保育園からのお知らせ(印刷物)(コドモン連絡帳)は必ず目を通して下さい。
- 保育園の行事には積極的に参加しましょう。
- 保育時間があまり長くなると、子ども達に負担が多くなります。お仕事が終わりましたら早めに迎えて、家族で過ごす時間を設けるようにして下さい。
- 日々の保育生活でお気づきの事がありましたら、遠慮なくお話して下さい。

病気について

- 子どもの体の調子がわるくなった時は速やかに医師の診察を受けて下さい。
- 感染症にかかったら、他の児童への感染を防ぐ為、休ませて下さい。
- 持病(ひきつけ、ぜんそく、アレルギー等)や保育上で注意しなければならないことがありましたら、必ず入園時にお知らせ下さい。
- 保育園で発熱・その他急病になった時は、保護者に迎えていただきます。
- 乳幼児は特に変化しやすいので保護者は連絡場所や携帯電話番号を明記して下さい。
- 薬は必要な分量に分け、与薬票に服用回数、服用時間等を記入し、必ず保育士に手渡して下さい。
- 登園許可証が必要な場合がありますので、確認をお願いします。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	中部徳洲会病院 小児科
担当医	長田 博臣
所在地	北中城村字比嘉801番地

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	大城歯科医院 歯科
担当医	大城 新二
所在地	沖縄市照屋5-19-6

(13) 緊急時における対処方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

管轄する消防署・警察署

消防署名 沖縄市消防本部

所在地 沖縄市美里5-29-1 電話番号 098-929-1190

警察署名 沖縄警察署 電話番号 098-932-0110

所在地 沖縄市山里2-4-20

(14) 非常災害対策

防火管理者 山里 喜久枝

消防計画届出年月日 平成30年12月4日

避難訓練 火災・地震・不審者対策等を想定し、避難の経路確認、消火訓練を毎月1回実施する。

防火設備 消火器・誘導灯・火災報知器・防火ドア

避難場所 安慶田公園から室川小学校

連絡手段 電話・園長の携帯電話・ホームページの情報提供

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者 山里 喜久枝 園長

相談・苦情解決責任者 新垣 加代美 副園長

相談・苦情解決責任者 玉城 美由紀 主任保育士

第三者委員 仲村 繁子 080-6490-4525

第三者委員 高嶺 千恵 098-937-3200

要望・苦情等への対処方法

○要望・苦情等の内容を受け付けた場合には、内容を記録し、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険			
保険の内容	施設	対人賠償	1名につき	50,000千円
保険金額			1事故につき	200,000千円
			免責金額	10千円
		対物賠償	1事故につき	1,000千円
			免責金額	10千円
	生産物	対人賠償	1名につき	50,000千円
			1事故につき	200,000千円
			免責金額	10千円

<保険会社>大同火災海上保険株式会社

取扱代理店・(有)石原プラン 沖縄市美原1-17-10

(17) 個人情報の取り扱い

○特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することは有りません。

①個人情報利用目的

保育園では、園児・利用児童に対する日々の保育、健康管理、必要時の連絡の為、保育園の円滑な運営に必要な範囲の目的の為にします。

- ・個人情報項目 氏名・生年月日・写真・その他
- ・情報開示 園だより・クラス便り・写真掲示・成育歴等

②情報の保管

保育園では、取得した個人情報は第三者によって扱われることがないように適切に管理します。但し、下記の場合は開示する必要があります。

- ・保護者の承諾があった場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医、その他保育園運営に必要な業務委託先
- ・人命保護の為、必要と認められる場合。

③個人情報利用の制限

・保育園では、園児と保護者、利用児童と保護者の個人情報について、訂正・追加・利用停止を求める権利を有していることを確認し、申し出があった場合は速やかに対応します。但し、保育園の福祉に反する場合、法令等に反する場合、保育園の運営に支障を起す場合は除きます。

(18) 虐待防止のための措置

当園では、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、園職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。